



町営平成ヶ浜住宅 入居者募集!

住宅に関すること(役場産業建設課) ☎820-1512
こども園に関すること(役場民生課) ☎820-1505

【住宅種別】特定公共賃貸住宅(子育て世帯向け定期借家) (2月20日現在)

項目	1号館	2号館
構造等	鉄筋コンクリート造8階建 平成17年度建設	鉄筋コンクリート造9階建 平成19年度建設
戸数・間取り等	509号室 3LDK/約74㎡	209号室 3LDK/約70㎡
住宅使用料 (収入階層による)	509号室 54,000円~79,600円	209号室 53,200円~76,100円
駐車場使用料	3,000円 ※1世帯1台に限る。団地外の近接場所となる場合あり。	
申込期間	3月3日(金)~3月9日(木) ※平日のみ	
申込方法	特定公共賃貸住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。	
受付場所	役場3階 産業建設課(平日 8時30分~17時30分)	
選考方法の概略	入居申込者が募集戸数を超える場合には、公開抽選により決定します。 ※公開抽選の日時は、申込完了後に通知します。	
入居可能時期	4月中旬ごろ~5月末まで	
入居期間	入居した時から原則5年間 ※5年経過時に、最年少の同居者が18歳になる年度末まで再契約できます。	
入居資格	1.同居しようとする親族に中学校就学中までの児童があること。(妊娠中を含む) 2.納付すべき税等を滞納していないこと。 3.収入が基準以内であること。(入居者全員の政令月収が158,001円から259,000円の範囲内。ただし、158,000円以下であっても、今後所得の増加が見込まれる場合は申込可能。) 4.入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。	
その他	平成ヶ浜住宅には認定こども園が併設されています。平成ヶ浜住宅に入居される方で、入園条件に該当する場合には、優先的に入園することができます。	

① のら猫による糞尿被害にお困りの方へ猫避け機の貸出をしています

台数 1世帯2台まで 期間 2か月間まで
費用 無料(ただし、乾電池は自己負担)
対象 町内の土地または建物を所有、借用、管理している方で、のら猫による糞尿などの被害に遭っていて、猫による糞尿等の被害を防止、軽減しようとする方
注意事項 超音波を使用し、猫を近づけないようにする装置です。(猫を傷つけるものではありません。)そのため、耳が敏感な人に影響することがあります。近隣に迷惑にならないように使用してください。また、貸出しの状況によってはすぐにお貸しできない場合があります。その場合、申請していただくことで予約の受付とし、貸出できるようになるまで待っていただくこととなります。ご了承ください。
問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506



めじろコーポこやうら 入居者募集!

住宅に関すること(役場産業建設課) ☎820-1512
子育て支援センターに関すること(役場民生課) ☎820-1505【住宅種別】町有住宅(一般世帯向け定期借家) (2月20日現在)
※子育て世帯向け住戸とは異なります

項目	1号棟
戸数・間取り等	1戸(405号室) 3DK/約53㎡
住宅使用料	45,800円(共益費800円別)
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設

【住宅種別】町有住宅(子育て世帯向け定期借家) (2月20日現在)

項目	1号棟	2号棟	3号棟
戸数・間取り等	7戸 2LDK/約53㎡ ※1階1戸は身障者等優先	9戸 3DK/約53㎡	10戸 3DK/約53㎡
住宅使用料	1~2階35,000円/3階34,000円/4階33,000円/5階32,000円 (共益費800円別)		
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設(平成29年度改修)		
その他	※2年経過時に、最年少の同居者が18歳になる年度末まで再契約できます。 ※町有住宅には、子育て仲間の出会いが生まれる場として子育て支援センター(小屋浦パオちゃんルーム)を設置しています。		

共通項目	
駐車場使用料	2,000円 ※1世帯1台に限る
申込期間	随時募集中
申込方法	坂町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。
受付場所	役場3階 産業建設課(平日 8時30分~17時30分)
選考方法の概略	入居申込者の入居資格審査により決定します。
入居可能時期	別途通知します。
入居資格	1.【一般世帯】同居親族(婚約者を含む)があること。 【子育て世帯】同居親族に <u>中学校就学中までの児童</u> があること。(妊娠中を含む) 2.納付すべき税等を滞納していないこと。 3.坂町営住宅及び坂町特定公共賃貸住宅からの転居者でないこと。 4.入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。

① 放置自転車をお譲りします

町内の放置自転車を撤去し保管していましたが、保管期間が終了しましたので、これらの自転車を有効利用していただくため、希望者に無料でお譲りします。坂町ホームページに自転車の写真を掲載しますので、ご確認ください。

受付期間 3月1日(水)~3月14日(火) 譲渡台数 自転車5台程度
申込方法 ご希望の自転車番号・住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、役場都市計画課窓口、坂町ホームページ(電子申請)、またはFAXにてお申込みください。
結果通知 抽選の結果、当選者の方のみにご連絡します。
その他 ・修理代金は、本人負担となります。
・未成年の方は保護者の同意のもと、保護者名義でご応募ください。
・譲渡した自転車による事故等につきまして、坂町は一切の責任を負いません。
問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513 FAX820-1523

